

あったか情報

季刊・春号 第45号 2016年4月5日発行
〒600-8154 京都市下京区間之町通下珠数屋町上ル
榎木町306 坂口ビル2F
TEL 075-352-2640 FAX 075-352-2646
HP <http://www.attaka-support.org/>
E-mail attaka-support@r6.dion.ne.jp
郵便振替口座 00900-2-264244
特定非営利活動法人 あったかサポート 理事長 澤井 勝

目次

第11回総会のご案内	編集部	1
2015年度出前授業実施報告	関根 文美	2~3
1月23日新春交流会シンポジウムアンケート結果報告	編集部	3~4
2016年度の労働関連法教育活動に向けて	編集部	5
寄稿 あったかサポートの活動に期すること	大矢野 修	6~7
4コマ漫画 求人票と労働条件通知書	福祉工房P&P	7
「あったか歳時記」(春)	上野 都	8
連載「労働組合の社会的役割」(2)	山本喜久治	9~11
情報提供 原作漫画を映画化	松浦 一樹	12
投稿 TPPの「労働の章」と労働者保護	桑原 昌宏	13~15
「図書紹介」と編集後記	編集部	16

NPO法人あったかサポート第11回総会のご案内

理事長 澤井 勝

この度当法人の第11回総会を左記のとおり開催します。第2部として和歌山県立医科大学医学部衛生学教室の津野香奈美先生に記念講演をお願いしています。会員の皆さんには、是非ご出席のほどお願いいたします。

開催日時：5月21日(土) 13時~17時

開催会場：「京都商工会議所」京都市中京区烏丸丸太町下ル 西側
地下鉄烏丸線「丸太町」下車 徒歩1分

第1部 第11回 定期総会 (13時30分~14時30分)

「2015年度活動の反省と2016年度活動方針案の検討」

第2部 講演会 (15時~17時)

過労死・過労自殺を生み出さない社会を築くために 第2弾

テーマ：「働く人たちが生き生きと暮らす職場づくり」

ーメンタルヘルス対策に向けた新たなアプローチー

講師：津野 香奈美 先生

(和歌山県立医科大学医学部衛生学教室 助教)



定員：120名

参加費：1,000円

第3部 懇親会 (17時30分~19時30分)

参加費：5,000円 (講演会参加費を含む)

会場：キョウカラスマ(フクロキシーホテルB1) 烏丸丸太町下ル西側

2015年度 出前授業実施一覧

番号	実施日	学校名 対象者	対象者	人数	講義テーマ
1	5月20日 19:30~21:00	鳥羽高校	4年生	21	働き続けるために必要なこと
2	5月28日 14:40~16:10	立命館大学	産業社会学部1回生	34	働くことによるリスクやトラブルと労働法
3	6月19日 13:15~14:45	龍谷大学	ゼミ3回生	28	アルバイト経験から考える
4	6月24日 10:35~12:05	京都女子大学	現代社会学部1回生	150	働くことに関する法律トラブルを解決する力
5	7月14日 14:55~16:25	同志社大学	ゼミ3回生	16	アルバイト・インターンシップ経験から考える
6	8月9日 15:30~	テルサ フリーマーケット	近畿大学生	10	働くことによるリスクやトラブル
7	10月7日 10:45~12:15	龍谷大学	法学部1年生	19	アルバイトから考える労働と社会
8	10月14日 10:45~12:15	龍谷大学	法学部1年生	19	アルバイトから考える労働と社会
9	11月5日 16:20~17:50	大谷大学	文学部社会学科1年生	150	働くことと人権を考える、アルバイトから何を学ぶのか、その際に注意したいこと
10	11月9日 10:40~11:55	鳥羽高校	3年生	346	社会に巣立つ前、働く前に知っておきたいこと（人権学習）
11	11月10日 13:05~13:55	朱雀高校	2年生	31	「働くこと」について その1
12	11月10日 14:05~14:55	朱雀高校	2年生	32	「働くこと」について その1
13	11月10日 13:05~13:55	朱雀高校	2年生	31	「働くこと」について その1
14	11月10日 14:05~14:55	朱雀高校	2年生	31	「働くこと」について その1
15	11月10日 13:05~13:55	朱雀高校	2年生	31	「働くこと」について その1
16	11月10日 14:05~14:55	朱雀高校	2年生	34	「働くこと」について その1
17	11月11日 13:30~15:20	西宮南高校	全学年	800	「働くこと」「生きること」について人権の視点から考える
18	11月12日 15:45~ 17:15	加悦谷高校	1~3年就職希望者	32	働く前に知っておきたい基礎知識
19	11月16日 14:25~15:15	愛知高校	3年生	30	働く前に知っておきたい基礎知識
20	11月16日 14:25~15:15	愛知高校	3年生	30	働く前に知っておきたい基礎知識
21	11月16日 14:25~15:15	愛知高校	3年生	30	働く前に知っておきたい基礎知識
22	11月17日 14:45~16:15	関西学院大学	3年生	17	個別労働トラブルと具体的な解決方法
23	11月17日 13:05~13:55	朱雀高校	2年生	31	「働くこと」について その2
24	11月17日 14:05~14:55	朱雀高校	2年生	32	「働くこと」について その2
25	11月17日 13:05~13:55	朱雀高校	2年生	31	「働くこと」について その2
26	11月17日 14:05~14:55	朱雀高校	2年生	31	「働くこと」について その2
27	11月17日 13:05~13:55	朱雀高校	2年生	31	「働くこと」について その2
28	11月17日 14:05~14:55	朱雀高校	2年生	34	「働くこと」について その2
29	11月19日 15:45~19:15	東舞鶴高校浮島分校	定時制2年、3年	28	社会に巣立つ前、働く前に知っておきたいこと
30	11月20日 10:05~10:55	奈良朱雀高校	3年生	39	働くことによるリスクやトラブル
31	11月20日 12:05~12:55	奈良朱雀高校	3年生	39	働くことによるリスクやトラブル
32	11月20日 13:30~14:20	奈良朱雀高校	3年生	38	働くことによるリスクやトラブル
33	11月20日 14:30~15:20	奈良朱雀高校	3年生	40	働くことによるリスクやトラブル
34	12月7日 13:00~14:30	京都女子大学	1年生	120	社会保険労務士とは、4層のネットから、女性を取巻く状況
35	12月11日 15:10~14:00	綾部高校	3年就職希望者	50	社会に巣立つ前、働く前に知っておきたいこと
36	12月14日 18:00~20:00	鴨沂高校	定時制全生徒	65	働くことによるリスクやトラブル
37	12月14日 15:40~16:30	八幡高校南キャンパス	介護福祉科3年生	9	社会に巣立つ前、働く前に知っておきたいこと
38	12月21日 10:40~12:10	立命館大学	産業社会学部3回生	17	働くことによるリスクやトラブルと労働法
39	1月8日 15:40~16:30	八幡高校北キャンパス	普通科3年生	40	社会に巣立つ皆さんが、働く前に知っておきたいこと
40	2月18日 17:45~	東舞鶴高校浮島分校	2年生3年生	20	不安定な雇用の時代に、如何に学び、働き、生きるかを考える

2015年度出前授業実施報告

関根 文美

2015年度の「出前授業」実績は、大学7校11回580名、高校10校29回2,037名、合計2,617名となりました。

今年度は、まず「出前授業のご案内」というパンフレットを作成しました。あつたかサポートとして、①働くこと・生きることを人権という視点から考えてみましょう ②働き生きるとして大切なことは何か考えてみましょう ③アルバイトやインターンシップ体験から働くことについて学び語り合ってみましょう というテーマで出前授業開催しようというご提案です。このパンフレットを、京都・滋賀・奈良の各高校・大学宛お送りしました。

今は各地の労働局や社会保険労務士会を始め、労働関連の出前授業を行っているところは増えており、パンフレットの送付から当法人への依頼にはつながっておりませんが、何件かのお問合せもいただきました。

高校では、京都朱雀高校全日制、西宮南高校、滋賀愛知高校から初めての御依頼があり、数年前に行なった鴨

沂高校定時制からの御依頼もありました。この鴨沂高校での授業では、寸劇を取り入れて行ないましたが、今回は演劇のプロの指導を受け、演じる講師にも力が入り、生徒さんにも分かり易く、いい寸劇を行なうことができました。これは今後の寸劇を取り入れた授業に活かしていくことが出来ます。鳥羽高校や西宮南高校では、人権学習としての出前授業を行ないました。

そのようななかで、定時制高校も全日制の高校でも、学校によっては生徒さんの様子が数年前と違ってきているのではないかと印象があります。教育行政や高校選択制度が変更されていることと関連があるのでしょうか。

大学における出前授業では、出来るだけワークショップ形式を取り入れた方法によって、学生アルバイトやインターンシップと社会に出るからの働くこと・生きていくことを切り離さず捉えてもらうような授業を行ないました。今後、パンフレットによる案内をはじめ、「学校・大学」と「働く」をつなぐ授業の開催をめざし活動を続けてまいります。



新春交流会アンケート結果報告

2016年1月23日「シンポジウム「過労死・過労自殺」を生み出さない社会を築くために」を開催しました。その際ご協力を頂いたアンケートの結果をここにご報告します。ご一読を頂ければ幸いです。ご報告者の皆さん、ありがとうございました。紙面をもってお礼を申し上げます。

Q1 企画をどこでお知りになりましたか？	Q2 主な参加の動機・関心は？	Q3 最も印象に残った報告者は？	Q4 なぜ印象に残った？	Q5 シンポは有意義でしたか？	Q6 その理由は？	Q7 今後の連絡希望者 今後の期待したいテーマは？
①主催者からの案内	① 過労死など労働条件や労働環境対策	① 三柴 文典(六〇分間)	① 有意義だ	① 自分を知りたい事にフィットした	④ 自分の問題意識に合致しなかった	今後の連絡希望者
② メール配信	② ストレスチェック制度	② 寺西 笑子(三〇分間)	② 比較的可なり有意義だ	② 比較的新しい発見があった	③ 話の内容に深みがなかった	今後の期待したいテーマは？
③ チラシ	③ メンタルヘルス対策の推進	③ 舟橋 正枝(二〇分間)	③ 比較的可なり有意義だ	③ 比較的可なり有意義だ	② 話の内容に深みがなかった	今後の期待したいテーマは？
④ 新聞報道	④ 自らの職業や事業活動に役立てたい	④ 和久 輝幸(二〇分間)	④ 無意味だった	④ 無意味だった	① 自分を知りたい事にフィットした	今後の期待したいテーマは？
⑤ 知人の案内						今後の期待したいテーマは？
計	計	計	計	計	計	計
26	16	34	39	29	19	12
9	16	9	2	14	24	8
1	15	9	39	1	0	
7	21	9	29	0	1	
1	21	9	29	0	1	

Q4の回答

- 1 すんなりと話が頭に入ってきて、三柴先生の語り口調に不思議な世界観に引き込まれました。
- 2 なんとなく感じていたことが、具体的に言葉で表現され、心に残りました。
「関係者すべてが気づきを得るためのもの」「化学反応が起き続けていくためのもの」
- 3 ストレスチェック制度の導入までの背景と主旨が理解できました。
- 4 「第3者で説得力のある人に間に入ってもらう」というストレスチェックの本質を話していただいた。
- 5 非常に冷静な立場で深く考えていただいている
- 6 自分が仕事で担当している問題・課題と同じ事例の話があり、同感することが出来た。こういう考え方があるのかと気づかされた。
- 7 三柴先生、寺西先生、舟橋先生の当事者・支援者としての具体的なお話の後で、シンポジウムテーマの解決に向けられて京都府の現状がどうなっており、これからどうしていくべきであるのか、考えやすかったから。
異なる立場のグループを同一の席につけようというねらいも良いと思われました。
- 8 家族の事や防止法制定時の苦労がよくわかりました。
- 9 オフレコの話が聞けた。
- 11 深い実体験・思索・行動に基づくものであったので。
- 12 本日のメインで主たる目的と考えている。
- 13 産業医のストレスチェック制度での正しい見識が求められている点。緊急対応してもらうための産業カウンセラーの闘い方。
- 14 仕事に一番役に立つ報告
- 15 ストレスチェックが職場のメンタルヘルス対策につながり自殺が減らせれば良いのでは、と思う。
- 16 歯に衣着せぬ明快な語り口でメンタルヘルス対策従事者向けの調査結果をわかりやすく説明していただいた点。
- 17 ストレスチェック自体の表面的な理解と本質的な狙いに対する考え方が少し理解できたような、気がします。
- 18 現状がよくわかったので
- 20 ストレスチェックの目的として、人の話を素直に聞く人を増やすと言われたような気がしたが、違和感を感じた労働者と使用者が互いに理解しあうことが重要だといった点については賛同する
- 21 社会の現実をしっかりと見据えたお話をしていただいた。きびしい現実を生き抜くために何が必要か”真面目さとやわらかさ”子育てに役立てたいと思う。
- 22 自分が産業カウンセラー。だけど実務しておらず、現場の話がとてもリアルで判り易かった。
- 23 軽妙なトーク
- 24 理論と実践
- 25 「過労死防止法」が国会で全会一致で可決・成立した2014年6月に市議会の一般質問で取り上げた課題であったため。
- 26 実感がともなった学問的な考え方なので。
- 28 企業の意識調査（回答がすべての企業からではないので数字も少し変わるかも）ルール作りは大企業は取組んでいるから返答も多いのかもしれない。
遺族となってからの行動力がすごい。努力の道がついている。
- 29 本当に真摯な姿勢
- 31 現実的な問題をわかりやすく話していただいた。共感できる点が多かった。
- 33 産業カウンセラーの仕事が理解されたから。
- 34 メンタルヘルスについて、人の目の洞察力を養うこと、ルールの設定が必要なこと、個人のメンタル力を鍛えることなど、また違った目で職場環境を明示（？観察？）できるのではないかと思う。ありがとうございました。
- 35 事業場での自分のスタンスを再考する一助になりました。皆様ありがとうございました。お疲れ様でした。
- 36 パーソナリティや発達に問題を抱える人たちへの対応についてお話が聴けたので。
- 37 明確な説明
- 38 実際の企業内でのメンタルヘルスの実情が理解できたので。
- 39 本音の話をしていただいたという印象を受けました。
- 40 広い視野での考え方等、わかりやすく話していただけた。
実際の企業内（職場）の様子が語られたこと
本当におつらいことを発展的に運動ということにつなげていかれたことに敬服します。
- 42 やっぱり間をとるもつ人だよな～。まじめさ+柔らかさを持っていないと生き残れない。
- 43 法の経緯が理解出来た。啓発法「知らせる」-「聞く」「聴く」
- 44 基調講演がシンポジウムの課題だけでなくまさに奥深い講演でした。もう少し時間があれば良かったと思います。
- 45 現在、家族の過重労働問題に直面しており、過労死を止めるためにも悩んでおり、正に自分の問題とと思いました。

Q7の回答

- 4 障害厚生年金の概要について
- 6 ワーク・ライフ・ソーシャルバランスの取り組み事例
- 7 就労環境改善チームのその後のご活動の様子について、また、高齢労働者の方の直面される困難に対してどのような取り組みをされているか。
- 12 社会に貢献する活動をつづけてください。
- 14 差別と貧困（高齢、母子家庭、女性、障害者・・・）
- 18 ストレスチェック実施1年後に同じテーマで実施していただきたいです。ありがとうございました。
- 22 労働者の自立について。
- 24 労働者と企業の相方のメリット
- 29 格差解消 縮少
- 32 介護保険制度
- 39 適応障害、発達障害の方々への就労支援など
- 42 非正規雇用改善について、出来ること、しなければならないこと

2016年度の労働関連法教育活動に向けて

編集部

2016年度も昨年度と同様にラポール学園の委託を受けて実施します。対象は、①高校生対象の出前授業、②大学生対象にした出前授業、③大学生の就活支援と労働関連法教育、④社会人を対象にしたラポール学園でのセミナーの4つに大別して進めます。

① 高校生対象の出前授業については、2015年度に使用した「案内パンフレット」の「出前授業のご案内」のリーフレットを京都府内の高校全日制、高校定時制、公立の高校通信制(単位制)を対象に配布し、広報に努めます。

② 大学生に対しては、大学の教員からの要請に基づく開催に力を入れるために、「案内パンフレット」を主だった研究者に送付するとともに、大学のキャリアセンターへの出張前相談会の提案など国の「若者雇用促進法」の意図する「早期離職」対策についても、労働法関連教育の役割について理解を深めて頂けるように働きかけます。

具体的には、大学に寄せられた「求人票」と実際の労働条件に違いがある

など、いわゆる「求人詐欺」が新聞紙面でも取り上げられている現状に、「求人票」の裏読みを就職活動中の大学生に伝授する取り組みを大学と協力して検討したいと思っています。

③ 大学生の就活支援については、これまで2か年の「就活サミット」開催内容をふまえ、お力添えを頂いた研究者との協議を経て具体的に検討を深めます。近年、大学生の返済型奨学金の存在が、「辞めたくても辞められないブラックバイト」の温床と化している現実、更にはいたずらに正社員雇用を望むことでブラック企業にはまってしまいう就活の現状に警鐘を鳴らすことにしたいと思えます。

④ 社会人を対象にした教育研修活動

については、大きくパートタイム労働者と就労支援に携わる人たちを対象にした労働関連法教育を進めることにします。

① 非正規女性労働者の処遇改善と社

会保険の適用をめぐる課題 全2回

パートタイム労働法や労働契約法など有期雇用のルールやマタニティハラメントをめぐる最高裁判決とその後厚労省の通達、男女雇用機会均等法や育児介護休業法と相談先について理解を深めることにします。また非正規女性労働者と社会保険の適用の課題については、パート労働者の103万円という税制上の壁や130万円という社会保険の適用をめぐる壁が存在していますが、時代の流れとしては「雇用のリスク管理」の意味からも誰でもが社会保険の被保険者となる方向で動いている現状を学びます。

② 就労支援に携わる人たちを対象に

した労働関連法講座 全3回

労働力の流動化政策に伴いキャリアコンサルタント資格が国家資格になるなど、その社会的役割が高まっています。また生活保護受給者が増加し、福祉系の職業に従事してきたソーシャルワーカーなどには、雇用と福祉の一体化が課題となっています。「雇用のリスク管理」に対応するには、労基法

に規定される賃金、労働時間など労働者の健康保持に関わる労働者保護諸法規、多発する精神疾患などストレス性疾患と労災補償、社会保険の有効活用方法など学ぶことは多いと言えます。そこで、今年度は新たに「就労支援に携わる人たちに役立つ労働関連法」の冊子の発行に向けて編集委員会を編成し、具体的な作業を始めることにします。



寄稿

専門職の壁をこえ 生存・生活の全体をとりもどし、 創る運動を

大矢野 修

当会は2012年に龍谷大学NPO地方行政研究コースと地域公共人材を育成することを目的に、協定を締結し今日に至っています。この度、当会との協働にご尽力いただいた大矢野修教授（龍谷大学政策学部）がこの3月で退職されることになりました。当会としても、毎年当会に参加する生徒を迎え入れてくれた功績に改めて感謝したいと思います。これからも引き続きご尽力をお願いすべく、当会の今後の活動の課題について心に期することを述べて頂きました。



あつたかサポートと筆者との出会いは2012年に笹尾達朗さんが龍谷大学の大学院「NPO地方行政研究コース」に入学されたことがきっかけだった。引き合わせてくれたのは法学部教務課長である。笹尾さんが龍谷大

学法学部の出身だということもあり、2人は前から親交があったようである。笹尾さんが大学院修了後も毎年、本大学院はあつたかサポートから院生を受け入れ、現在まで続いている。その流れが途絶えないよう陰で労をとっていたのが笹尾さんであった。笹尾さんとの交流は、大学院時代よりむしろ修了された後のほうが強くなったのではないかと思う。また理事長の澤井勝さんとは、30年前、お互い東京で仕事をしていた時代からの知り合いである。そのことも機縁となつて、あつたかサポートは筆者にとって身近な存在になつていった。

私事で恐縮だが、筆者は本年3月で定年退職の身である。大学を去るにあたり、あつたかサポートと本大学院との関わりについて、寄稿してほしい旨の要請を笹尾さんからいただいた。私的交流もふくめ、思い出すままいくつか書くことにする。

* * *

大学院「NPO・地方行政研究コース」は2003年度に開設しているが、いくつか特徴をもっている。一つに、本大学院は近畿圏の自治体やNPO団体等と地域連携協定を結び、協定先団体から大学院生を受けいれている。近年はこうした試みは他の大学でもあ

ると思うが、当時はまだ多くはなかった。筆者は協定団体と大学をつなぐ窓口の役を担っていたので、笹尾さんの入学を機に、雇用・労働分野を専門領域とするあつたかサポートと提携できたことは、新たな分野の開拓という意味でプラスであった。

二つは、本大学院が法学研究科と政策学研究科の共同運営ということと関係がある。筆者は政策学研究科所属だが、あつたかサポートからの院生はすべて法学研究科経由で入学されている。法学研究科は判例解釈をふくめ、法学的知識、思考を求められるため、例年のことだが、どうしても政策学研究科経由より志望者が少ない。筆者の立場からすれば、その現状はつねに心配の種であったが、あつたかサポートから法学研究科で確実に志望者を確保できたことはありがたかった。しかし、誤解のないように述べておくが、あつたかサポートから毎年、院生を迎えることの意義は、こうした実利上（？）のメリット以上のものがあつた。

* * *

あつたかサポートの企画で時折登場する東京大学の本田由紀さんは、1960～1970年代に定着する日本型近代モデルの成功と破綻の構図をわかりやすく説明してくれる。家族と

求人票と労働条件通知書

4コマ漫画：連載4回目



制作 NPO 法人福祉工房 P & P



サポートが専門職の仕切り
のもつ限界を挑発しながら、
今日日本の社会がかかえる
難問（アポリア）に果敢に
挑戦する姿をぜひ見たいと
願っている。

教育と雇用という本来別々の社会システムが緊密に結合し循環すること、戦後日本はキャッチアップ型の近代化モデルの優等生として国内だけでなくアジアを中心に高い評価をうけてきた。だが、1990年代半ば以降、雇用条件の分極化（中核的正社員、周辺の正社員、非正規社員）を契機に三領域の有機的連携が作動しなくなり、豊かな社会における貧困⇨格差問題が浮上し、社会保障の仕組みも空洞化（限界）が露わになる。ここから新たな視点から社会保障と雇用の関係の組み直しが求められてくる。現代社会における貧困⇨格差は、政策・制度全体の構造的な貧しさの反映でもある。その意味で社会保障と雇用問題を包括した「生活保障システム」の再構築（宮本

太郎『生活保障―排除しない社会へ』2009、岩波新書）は、現代日本にとって緊急課題である。

* * *

あったかサポートは高校生や大学生を対象に労働関連の法教育を実施している。筆者も学生たちと多く接する機会があるが、法的知識もさることながら、現実の労働環境と彼らがいだく「労働」ないし「職業」イメージの落差は大きい。その原因の一端は大学教育にあることは疑いない。あったかサポートの活動はその空白を埋める貴重な試みだと思う。この間、龍谷大学も労働関連の法教育を中心に、あったかサポートの力を借りてきた。

あったかサポートの会員は職業的には多様だが、社会保険労務士の資格をもった人が多くをしめている。数年前、本大学院の『10周年記念誌』を発行した際、笹尾さんにも登場願った。その時、印象深い発言があったことを覚えている。その趣旨は、社会保険労務士は社会保険の問題のみならず、その枠からはみ出た人たちに對するケアという観点で、ソーシャルワーカーになるべきという内容であった。ソーシャルワーカーの言葉に込められた想いは、筆者なりに解釈すれば、底が抜けたかかった日本の社会にあつて、人々の生存・生活の全体（総体）の防衛・予防さらに再建を支援する中間媒介者たれ、ということであろうか。生存・生活の全体とは、具体的には雇用+生活インフラ+健康+福祉+教育をふくむ日常生活（暮らし）そのものを意味す

る。

本大学院は出発当初から、暮らしの現場である「地域」から、NPO・企業・自治体といった既存枠、さらに政策領域、学問分野の枠をこえ、相互連携によって課題解決の道をひらく人材を「地域公共人材」とみなし、その育成を目標に掲げてきた。地域公共人材の育成に定まった形がある訳ではない。だが、少なくとも多種の専門資格をもつ人たちが、既存の知識・技術を立てこもり互いに厚い壁をつくっている限り、こんにちの底抜けしかなかった社会で、生存・生活の全体をとりもどす隘路は切り開けないことは確かであろう。

筆者は4月から東京に居を移すことになるが、遠く東京から、あったかサポートが専門職の仕切りながらもつ限界を挑発しながら、今日日本の社会がかかえる難問（アポリア）に果敢に挑戦する姿をぜひ見たいと願っている。

あつたか歳時記

(春)

—またの春にゆせて—

よ 野 都

「5年前の震災」…その言葉に喚起される壮絶な光景は、その地に遠く住む私の脳裏にも今なお深く刻まれている。あの東日本の沿岸を襲った強大な地震と津波、今も止むことなく続く東京電力の原発崩壊の影響…今年も三月十一日が巡ってくる。あの日以来、日本という国の構造が根本的に変わってしまった。いや、少なくとも1945年以後の「戦後」の間、この国が変貌していた現実を否応なしに突きつけられたと言つべきか。私は日々の暮らしの中の重層的な社会の「負」のスパイラルが、すべてあの日に起因すると考えるようになってしまった。その最大の理由は、国民から遠い、届かない「政治」だ。

先日、A新聞のオピニオン紙面で「記憶と忘却」というテーマで若松英輔という批評家が書いた文章に心が引かれた。

『震災が起こったときは非日常的経験です。でも、私たちは今、日常に生

きている。誰もが日常のなかに非日常を包みこみながら生きている。出来事が自分の心にあまりに近くなって意識できなくなる、それが人々のいう「忘れる」という現象ではないでしょうか。でも、それは記憶が消えたことを意味しません。むしろ、意識の表層から、もっと奥深いところへと移っている。わざわざ思い出さなくても、その出来事とともに生きている状態を指すように思われます。』

この文からは、被災したあの日から喪失のどん底に落ちた人々への厳しくも深い共感と慈しみのまなざしが読み取れる。「五年」という歳月に寄りそつていくことは、こつこつとことなのではないか。風化の深層を掘り取る言葉である。そして、この記事の結びにはこうある。『終わらないことを覚悟できたら、忘れる、忘れないとこつこつとから自由になれるのだと思います。』

へきと刺さる言葉であった。「終わらない覚悟と、忘却から自由になる」とこつこつテーマは私にも深く届く。

れはまるで宗教の教義のよつた。そして、多分あらゆる人間の日々の営みにも通じるものである。

類 白

日が暮れる この岐路を

櫛は発った。

立場の裏に類白が

啼いている 歌っている

影が増す 雪の上に

それは啼いている 歌っている

枯れ木の枝に

ああそれは灯っている

一つの歌 一つの命

二好 達治

(詩集「閒花集」より)

このやわらかな四行の抒情詩のなかにも詩人の奥深いところから立ち上がる記憶がある。枯れ木の枝に止まる二羽のホオジロ…啼き歌うその姿を、雪の積もる薄青い野に灯る一つの燈火にみだて、そのままを自分の命として世に差し出している。この二羽のホオジロを命の灯として詠つまでに、詩人にどれほどの春秋が流れたことだろう。散文詩、四行詩、口語体、文語体と様々な詩の形式を模索し、多くの詩集を残した詩人にも、書き尽くしたいという覚悟があったからか、羽の小鳥は冬枯れの枝で歌い出すのだ。

ホオジロは「一筆啓上仕り候」と啼くと言われているが、私にはそう聞こえたことはない。たまに家の近くの高い枝の先で啼いている時は、その陽気なさえずりが自由気ままに聞こえるばかり、いいなあと立ち止まって彼の独唱の御相伴にあずかる。

旅 人

ひとたび経て

再びは来ない野中の道

踏切を越えて 菜の畑 麦の畑

丘の上の小学校で 鐘が鳴る

鳩が飛び立つ

二好 達治

(詩集「南窓集」より)

このような幸せな光景が二度と戻らないところが福島山野にある。三陸の海岸にある。「ひとたび経て再びは来ない野中の道」と詠った詩人の言葉は本当に未来を言い当ててしまった。

私は生きていくかぎり、丘の上の小学校で鐘が鳴っていたことを記憶するだろう。たとえ安穩とした些末な暮らしにまぎれ、それを思い出さない日々があるとしても。

(2016.3.11)

労働組合の社会的役割を問う(2)

21世紀型に進化した資本主義と閉塞する労働者
 .. 世界的な労働組合運動への逆風、その意味を探る

労働経済研究家 山本喜久治

近年の産業構造の変化に伴い、産業資本主義の行き詰まりも見えるが、同様に労働組合も組織率が低下するなど、欧米においてもその力は低下している。この国においても企業の不祥事など企業行動のあり方が問われてはいるもののそれをチェックすべき労働組合が果たすべき役割が見えてこない。

果して、労働組合はその歴史的役割を終えようとしているのだろうか。これらの課題について、今次「新年号」から連続4回にわたって、「労働組合の社会的役割を問う」論考を掲載することにしました。



冷戦終結と労働世界の変貌：
 広がる競争のスケール

はじめに…競争に巻き込まれる賃金

世界を二分していた冷戦構造はソ

連、東欧の社会主義体制崩壊によって終焉を迎えた。

特に東西ドイツの統合は、当時前途に不安を伝えられていたが、いまやドイツはEUの軸として揺るぎない位置を占めることになった。アジアでは1980年代から本格化した中国の改革開放政策と華人ネットワークによる資本輸入によって工業化の歩みが模索された。それはいまや、世界第二位の経済規模を有する国家に成長し、その貿易量は世界最大を占めるまでになった。

それまで、自由主義陣営が、取りも

直さず日・米・欧が経済先進国として

国際的に君臨していたのが、後発者の中国さらに韓国、台湾、シンガポールといったアジア工業国の挑戦を受ける立場に立った。後発者の優位性はわが国が経験したように、安い賃金・生産コストにあったのは、いうまでもない。特に膨大な人口を抱える中国はわが国をはじめ世界から工場進出のラッシュとなり、世界の工場とよばれ、輸出を急速に増大させることになった。

バブル崩壊に苦しむ日本企業は当時、世界最高水準となっていた賃金を海外展開によって調整しようと、中国への進出を加速させた。大衆衣料品企業ユニクロは廉価販売の生産拠点を中国に置いて、ファストファッションのビジネスモデルを成功に導いたのは記憶に新しい所である。資本はより安価なコストを求めてスムーズに海外に出て行く、こうした状況が現実となり、「右肩上がり」の賃金、人件費を是正

できるようになって来た。これに従い、国内賃金も逆のグローバル化の道を進み1990年代末にはベア、賃上げも世間から姿を消すような存在となってしまふ。雇用と賃金にとっては冬の時代、新たに社会に出ていく若者には就職氷河期が待ち構えていた。

競争は企業がやるものという常識は転換され、労働者が海外の働き手と過酷な賃金削減レースを強いられることになった。競争のスケールが広がることは従来の先進国間のレベルとは比べ物にならない過酷な事態を生み出した。多くのものづくり職種が海外に移り、国内には、比較的、付加価値の薄い分野が残るといふ構造を呈して行く。労働者受難の始まりとなった。

1 国境を超える労働コストの均等化と産業の危機

二つの国で同じ製品をつくる時、そこには難しい問題が生まれてくる。すでに自動車を長年生産してきた国、そして新しくつくり始めた国を比較してみよう。後発の国はすでに大きな市場を想定し、この場合の市場のかなりは海外・輸出向けのこと前提となる、条件で成長が可能となる。逆に先発の国は自国の市場が大きく、キャッチアップしてくる後発国の市場はまだ魅

力のあるものとはいえない。どうしても守る側に立たされやすい。

さらに、後発国の産業は若いだけに、賃金が安い。価格競争でも有利なポジションに立つことができる。基本としては安く、良いものを提供できることになる。

こうした形で国際的な競争が展開されると、その結末はどうなるのか。市場原理から見るとコストの差が埋まるまで後発者が優位を保ち、先発国の産業は押し込まれる。その過程には、生産能力の過剰、これに関連して相応の労働者が整理され、職を失うことになる。また地域経済も疲弊も避けられない。良く指摘される「脱工業化」の内実はこうしたプロセスを指すことになる。一定の分野で国際競争が発生すると、賃金の均等化や価格の平準化が進み、製品市場の成熟化までこうした動きは続く。

いわゆる、グローバル競争が進み市場の秩序が変わる時には先発国の産業は「衰退」なり「空洞化」という経験を強いられることになる。日本の自動車や電気・電子の産業は欧米に対し強力なチャレンジャーとして経済全体の成長を牽引した。この波を受けた欧米では脱工業を軸に産業構造をサービスへシフトさせた。いま中国などで起き

ている、人件費高騰の波や輸出の頭打ちには国際競争の一巡に達した状況とも理解できる。わが国でも20年ほど前から、賃金は低迷し、工場閉鎖は多くなくなり、製造業は長期にわたってウェイトを下げてきている。

余り例外もなく、こうしたプロセスは過去から現在に至るまで見られてきた。産業革命発祥の地、英国の産業衰退は100年前に遡ることもできる。わが国でも工場移転や雇用削減という衝撃が、仕事のブラック化や非正規労働の急増となって国民を苦しめている。

生活水準の異なる国が競争する場合、その高い方の国は従来の条件を維持できないという危機に陥ることが珍しくない。こうした事態にどのように対処すべきか企業家や国民の選択、とりわけ知恵が試されることになる。

2 「改革」のめざすもの…自由な市場と製育増加の矛盾

かなり以前から、著名な経済人やエコノミストはデフレ経済に活を入れるのは規制緩和、または撤廃だといってきた。分かりやすい規制は16年4月から実施される電力自由化だろう。例えば、東京に住んでいる人間（家庭）は東電から電気の供給を受けることしか

できなかった。それがこの4月からはガス会社、石油会社、電鉄会社などからも電気を買える。規制は市場への参入、価格や料金体系の設定等が主要なものである。新企業が参入して、高かった料金が下がることはほとんどの消費者にとっては有難いと思われることだろう。格安航空会社、格安日帰り旅行等、今ではその人気もすっかり定着している。

しかし、規制緩和に伴う価格や料金の低下は単純に喜んでばかりはいられない。タクシーやバス業界に良く見られる現象は需要を超えてしまいがちな事業者や車両の増加である。その結果は競争の激化、価格の低下を呼び起こし、新たに参入した多くの業者を弱い立場に追い込んでいく。消費者、利用者にとっては一面有難い話でもあろうが、仮に自分が働くことになれば賃金や労働時間が劣化する大きな可能性を秘めている。

また、提供される製品やサービス等の質、安全等も気になるところである。成長が停滞し、市場の改革で活性化をはかる際には、規制緩和が弱者を多く生み、低価格競争という結局はどこかにしわ寄せが来るような事態が多く出ている。緩和路線の有効さはどこにあるのか、結果も含めてきちんとした検

証が必要となって来た。

市場にとって、適正な競争が基本であることは間違いないが、消費者、利用者が選択できる、便益を確保できるものが前提となる。さらに供給側でも、公正なサプライチェーンが形成され、弱い立場の業者が名ばかり自由参入で増やしても活性化にはつながらない。こうした場合、往々にして起きることは、そこで働く者が劣悪な労働条件を強いられるということである。

いままさに、労働に関する規制緩和が非正規労働を急増させ、賃金の低下や雇用の継続性への不安を掻き立てていることと同じ道理といえよう。これが改革の前身だとしたら、一握りの受益者以外はだれも望んでいないものがある。

3 期待に添わない超金融緩和・国民にはリスクも

1980年代まで遡ることのできる金融自由化の流れはリーマン危機以後は、金利政策を超えて通貨の供給というかたちでよりダイレクトな経済対策になってきた。市場に流動性をばらまくやり方は株や債券さらには不動産そして資源、農産物の市況を底上げする力をもっている。それはバブルという形で出現するが、バブルは所詮バブ

ルであり、気まぐれな通貨の動きは安定的な制御は困難である。もはや、現代経済は金利ではコントロール不能になってきた。それだけ、成熟し成長の活力が落ちてきたともいえる。より強い、刺激として直接的な通貨投入が要請されるようになった。

日本でもデフレ脱却の期待を背負って日銀による異次元の量的緩和が2013年春から始まった。通貨を潤沢に供給すれば、銀行の貸出枠は広がる、また増発された通貨が先行きの物価上昇期待を高める、こういう思惑が政策の背景にあった。

しかし、3年目になるこうした政策も、消費増税時（14年4月）以外は物価を動かすことはできなかった。さすがに株高や円安には何らかの効果は見られたが、有効需要を引き上げるまでには至っていない。通貨と実体経済は理論通りには結びついていない。

量的緩和のような形で成長を促進することがわが国にとっては適切なのだろうか、これも疑問となる。人口減少や高齢化といった国民経済の特色をもった社会が通貨の増発だけで成長に向かうことは、誰が見ても怪しいはずだ。同じような経過をたどった米国経済の立ち直りは、その体質が異なるため、同列に論じてはならない。過剰に

供給される資金はファンドの運用原資や大企業の買収資金さらに部分的には一部の起業活動に主として向かい、大衆の消費市場を潤すような形では動いていなかった。

マネーの奔流を日銀がつくり出して、そのなかで経済の動きは非正規雇用や低賃金職種の拡大を改善することにはならなかった。先行きの景気期待を押し上げる政策の伴わない、量的緩和の課題である。むしろ国債を大量に抱え込んだ日銀の信用力に不安が募り、円の信認や年金準備金の損失という国民生活のリスクを高めることになっっている。日銀は1月末にマイナス金利政策まで導入し、銀行による貸出促進を狙っているが、3年前の異次元緩和からの貸し出しは8%程度にとどまり、借りて欲しい企業は借りてくれないのが、実情である。

小括：労働から奪われたもの
—自由や人格はどこに行った

いま、2016年まさに現代（近代の一部としても）である。ではこの時代の特色は何なのか。とくに労働の場にとらえてみると、働くのも、働かないのも自由であるということである。そして、労働者は使用者（資本家）に対し隷属せず、労働力の提供と引

き換えにそれに見合った賃金を受け取る。これで生活資料を購入し、家族を養い、次世代を形成し併せて自らの職業能力も高めていく。

ところが昨今の世相を見るとアルバイト、パート勤務でもやめるにやめられない、1分でも遅刻するとペナルティーと称して賃金が削られる。いわゆるブラック企業の増殖が大問題となっている。何故こんな、不条理がまかり通ってしまうのか。それは労働関係から人格、自由といった基本的権利が（近代的価値）奪われているからだ。第二次大戦後、当時の工業国は労働対等と福祉型資本主義をベースに団体交渉で、ものごとを決めてルールのなかで賃金や労働時間も決まってきた。

働く者の人格はしっかりと尊重されなければならぬ。冷戦が終焉し、労働世界が各段に解放され、多くの人が自由な労働にアクセスできるチャンスが広がった。一方でこれが働く者の競争をワールドワイドに激化させ、現在みられるように、基本的な自由すら奪われかねない事態を招いている。とりわけわが国で顕著な、格差や非正規雇用、企業サイドの一方的な権利乱用は私たちに21世紀における、自由や人格といった根本的な問題を投げかけて

いる。

*日本のデフレ長期化については他の先進諸国と比しても異常な感じを受ける。特に賃金および雇用者所得の低迷に関しては雇用と賃金のどちらを選択するのか重要な問題だ。日本型の企業内労働組合に特有の「雇用志向」が、高い失業率を抑制しつつ、賃上げを止めるという調整行動をとりがちにする。名目賃金の下方硬直性という経済学の標準的命題がデフレ期にどのような適用されたのか、興味深い問題となる。これをマクロの視点でパート労働比率の上昇として硬直性が揺らいだとする分析がある。黒田祥子・山本勲『デフレ下の賃金変動―名目賃金の下方硬直性と金融政策』（2006年 東京大学出版会）が示唆に富む。





当会と協力関係にあるNPO法人エンデバーエポリーションの松浦一樹さん原作の漫画がこのほど映画化され、五月五日のみ京都アバンティホールで上映されることになりました。上映時間は、13時、16時、19時から3回です。

情報提供されましたので、本誌で紹介いたします。

尚、チケットなどの申し込みは当会へお問い合わせください。

2016年(平成28年)2月18日 木曜日

つまずいた若者 立ち直れ

「夢を追いかける! 宇宙へ」の撮影風景(分都市伏見区)

原書や非行歴のある若者がつまずきながらも成長できる社会づくりを訴えようと、潤劇や福祉の関係者らが映画「夢を追いかける! 宇宙へ」の撮影を進めている。原作は少年事件担当だった元警察官が出版した漫画で、少年院を出た男性の立ち直りを通して福祉や更生について考える。

元 刑事の原作映画化 5月上映

原作は2009年に出版された「夢を追いかける! 少年院刑事から共生社会をめざして」。NPO法人エンデバーエポリーション(京都市伏見区)理事長の松浦一樹さん(47)が刑事時代の経験を基に話をまとめ、プロの漫画家が描いた。

松浦さんは京都府警の元刑事で、知的障害のある男性を逮捕したことから福祉作業所を訪れ、懸念を繰り返す少年「塚田宇宙」が命に働く利用者を見て退職して福祉の道に進んだ。

映画は、数多くの自主製作映画を手掛ける俳優有志をつくる劇団O(京都市伏見区)理事長の会田代表を務める入江さん(47)が監督と脚本を担当した。劇団会のメンバーや福祉関係者らが出演する。

足が不自由でいじめや虐待から不良少年グループに入り、切実なことから福祉作業所を訪れ、懸念を繰り返す少年「塚田宇宙」が

厳しい現実も描く

主人公、逮捕されて少年院を出た宇宙が更生していく姿を描く。一部のNPOや社会福祉法人が制度を善用して正に利益を得たり、立ち直りかけた少年が昔の仲間と再び会つて元の不良に戻ったりする現状がある。脚本では原作に加えて、これらの問題点を盛り込んだ。入江さんは「今の日本には立ち直りが難しい現実がある。映画で問題提起をしたい」と話す。

撮影は昨年10月にスタートした。運送業などの「五健堂」やラーメン店「米茶亭」、龍谷大などが活動に賛同し、ロケ地提供などで協力した。2月中には撮影を終えて編集作業に入り、5月からの上映を予定している。

宇宙役を務めた梅野一史さん(24)は「宇宙が人に期待されたり、感謝されたりして心が動くシーンを感じ、自分を責めてくれている人がいるとありがたさを強く感じた。悩みながら一生懸命に生きていく宇宙を見守りたい」と話す。

(峰政博)

映画の原作となった松浦さんの漫画

TPPの「労働の章」と労働者保護

元 大学教授（労働法・国際労働法） 桑原昌宏



はじめに

TPP（環太平洋連携協定）全体の評価は、賛否で分かれていて、特に国家・企業間紛争処理の章は、日本国の統治権を侵害するおそれなきにしもあらずであるが、ここではTPP「第19章・労働」の条文に限定して、政治的・経済的・マスコミ的観点からではなく、労働法の観点に絞って、検討を加えてみよう。ここでは、各国の行政府の代表が署名し、立法府の批准はなされていない段階でのTPP条文を対象にし、それが発効したという前提に立って、可能性を検討する。

1 TPPとブラック企業・最低賃金法違反の設例

TPPの条文は条約であることもあり、抽象的で難解なので、具体的な事例を設定して考えてみよう。その例を2013年12月、厚生労働省が発表したブラック企業の最低賃金法違反事例から採る。その中に外国から投資された外資系企業があったとして、それにTPPの「第19章・労働」がどのように係わりうるのかを、考えてみる。以下の判断には、1994（平成6）年に発効した北米自由貿易協定（NAFTA）の附属労働協定を活用して処理された実績をヒントとして使っている。それは、この規定が、TPP「第19章・労働」の雛型を提供していると思われるからである。

2 TPPの擁護する「労働者の権利」

第1に、設例のような最低賃金法違反の低い賃金しか受け取っていないブラック企業の労働者は、その権利を侵

害されたと主張し、「TPP日本事務局」とでも名付けるべき「連絡部局」（第19章第13条）というべき機関に対し、申告をする根拠となる規定がTPPにある。この場合、最低賃金法違反をした外資系企業は、民間企業であるから、

国と国が権利義務関係にある国際条約としてのTPPに違反したことにはならないが、この事例を放認した日本政府は、TPP「第19章」に違反をした、ということになる。日本政府は、TPPという条約上の義務として、日本の領土内で企業活動をする企業に対し、日本の労働法令を守らせなければならぬ義務を負っているのである。

ところで、TPPに書き込まれた労働者の権利には次のものがある。(イ)労働組合結成の権利、(ロ)使用者との「団体交渉の実効的な承認」、(ハ)争議権もこれに入っているという解釈をILOの結社の自由委員会が採ってきている。(ニ)「雇用及び職業に関する差別の撤廃」、(ホ)「最悪形態の児童労働の禁

3 投資と貿易における「労働基準」の保護

「止」と「あらゆる形態の強制労働」、そして、(ヘ)「法律及び規則に基づく慣行であって、最低賃金、労働時間、並びに職業上の安全及び衛生に関」しても、国内法で保障されるべきであると、TPPは定めている（第19の3条）。

先に想定例として示したブラック企業の例は、外国からの日本への投資もその資金の一部としている多国籍企業と仮定する。こうした企業が、日本への投資を有利に進めるために、労働省はもとより、地方の労働基準監督署に対し、日本の労働基準法の適用を緩和してもらいたいと要請する場合もあるかもしれない。また、日本からの特定の大きな投資プロジェクトをTPP締約国で進める企業が、日本以外のTPP締約国である政府に対し、そのプロジェクトで働く労働者にはその国の労働基準を、厳格に適用することはしないでほしいと要請することもあるかもしれない。これらを禁止するため、TPPは、その国の労働法令で定める労働者保護の基準を引き下げたり、緩めたりして、外国からの投資を勧めることは良くないと規定している。さらに、TPP加盟国が、殊に外国からの、

特定の投資を増やすために、その国の法令の適用を免除したり、逸脱して適用することは許されず、とまで規定している(第19の4条)。この規定は、日本を含めたTPP加盟国が、殊に自国の労働基準を低下・弱体化させることによって、貿易や投資を奨励する手段として用いることがありうることを前提としている。

なお、開発途上国の中には、労働基準監督関係の公務員に対し献金をする等の汚職行為があるという。こうした行為によって、その国の貿易、殊に投資を有利に運ぶことが、ないとはいえないので、この種の規定はそうした行為を防止するのに有益となる。

4 外国の労働組合・人権団体などとの共同申立て

TPPでは、日本の労働法にはない新しい制度を採っている。TPPに「公衆の意見の提出」規定(第19の9条)が挿入されたからである。先に示した設例で、ブラック企業が、最低賃金法令に定める賃金額以下の賃金しか支払っていないことが理由となつて、労働使紛争が生じたとして、日本の労働者や労働組合がこれを問題にして、TPPの手続で救済の申し立をするを仮定してみる。その場合、被害を被った日本で働く労働者本人が参加することは

条件であろうが、その労働者を支援する日本の労働組合に限らず、市民団体、NGOも、申し立てることが出来る権利がTPPには規定されている。重要なことは、これに加えて、北米自由貿易協定の附属労働協定を使って経験を積んだ、米、カナダなど締約国の労働組合、人権団体、弁護士団体や学生団体等も、日本で被害を受けた労働者と共同して、TPPで定められた申し立て手続をとることが出来る。この点、条文にはそうしたことを制限する規定はないし、北米自由貿易協定は、そのように運営されてきている。

重要なことは、日本の労働組合が、共同申し立てた人となることを呼び掛け、米、カナダの労働組合、人権団体などがそれに応じた時のことである。この共同申し立ては、日本の労働運動や市民運動にとって、新しい試みとなる。もしこの試みが実際に行われれば、TPPに似た制度の活用で経験を積んだ米、カナダなどの労働組合、人権団体などが、日本で起こった労働事件の申し立てに参加して来る可能性はあると思われる。北米自由貿易協定の附属労働協定制度の記録を読むと、発足したその年の1994年から数えて2015年の約11年の間で、米、カナダ事務所へ23件、メキシコ事務所へ9件、カナダ事務所へ6件、計38件の労働

使紛争が申し立てられている。その例をみると、解決策として、再発防止のための労働監督の強化、企業に対する労働法教育などが実施された例もある。さらに、締約国に共通性のある事件や重要な事件では、米、カナダ、メキシコの労働大臣会議が開かれ、問題となった事件の解決案に署名したのみならず、さらに当該事件の問題解決すべき期間まで指定した例がある。こうしたことは、事務局から公式に公表され、インターネットで、世界に情報拡散している。

TPPの場合は、労働者や各種の団体からの申し立てに対して、「TPP日本事務局」ともいべき部局が調査、審査を行い、解決策を作成し、TPP締約国の事務局や委員会、審議、共通かつ重大な問題を含む事例によって、締約国の労働大臣会議が最終案を決定する事例も出てこよう(第19の13条参照)。

要するに、日本で起こったTPP違反の労働事件が、「TPP日本事務局」により、調査され、解決案がTPP加盟国全体の事務局と委員会で承認されれば、その経過と結果が、インターネットで世界に公表される事態の可能性が出てきた。このことは、日本の労働運動や市民運動が、それに対応する研究と運動を構築できれば貿易と投資に関

係する企業の労働問題に、新たな変化がもたらす可能性を示している。

5 申し立てに対するTPP事務局の対応

北米自由貿易協定の附属労働協定の例からすると、協定が発効したその年から「公衆の意見の提出」規定が活用されているので、申し立てをする労働者は、日本の労働審判所や裁判所の手続を経由しなくとも、直接「TPP日本事務局」に申し立てをすることが出来るものと思われる。国際条約で規定された制度を利用することとなるからである。このTPPの事務局は、申し立てた労働者本人や連帯した団体に対して、事件の「救済命令」を出すことは出来ないが、締約国間の協力(第19の10条)、または、締約国の労働大臣クラスの会議である「労働評議会」の決定で、労働監督能力等の改善を命じることが出来る(第19の11条1項)が、最悪の場合は、違反国に対して、貿易制限や、金銭支払いが命じられる余地がある(第28の20条第8項)。労働者等から申し立てられた企業は、政府からの行政指導や、罰則適用の対象となる可能性があり、改善策が講じられる可能性が出て来る。

この「TPP日本事務局」とでも名付けられる事務局は、TPPに基づき設置される「TPP加盟国労働省協議

会」ともいべきTPP全体の事務局の日本支部である(第19の13条)。

問題になるのは、労働紛争の当事者は、締約国にある労働紛争処理の国内手続きを経る必要はなく、直ちにTPPの手続きを活用できる。その理由は、TPPの紛争処理手続きが、締約国の国内法上の司法的効力も、行政的効力も持たないからである。それはあくまで国際条約上の権利行使であり、それは、条約という国家間の取り決めに利用した結果だからである。従って、TPPの制度を使って労働者や労働組合が、結果的に有利な結論を得ても、それは、労働者やそれを支持する諸団体が、それらを国内法の権利として執行力を持たせようとすれば、改めて国内法の手続きを使い、設例の場合、労働者らは、日本の最低賃金法違反で争う余地があるであろう。

6 労働基準監督の強化

先の設例で、ブラック企業のような現状があったとすると、国は労働基準監督指導をしなければならなかったが、こうした状況について、TPPは、厳しい規定を定めている。TPPは、労働基準監督について、政府が監督官人員の不足、監督資材の不備等を挙げ、それをしなかったことの言い訳をして、それは理由に出来ない、とい

う理解ができるような表現を、条文は採っている(第19の5条第1項)。さらに、労働法令の実効確保のための諸条件が十分ではなかったから、労働監督が出来なかったとの説明も、その監督をしなかったことの言い訳にさせない規定している(第19条の5の第2項)。

7 「企業の社会的責任」規定

TPPは、政府に対して、労働問題に関連する企業の社会的責任を奨励するよう求めている。これは締結国に対する努力義務を定めていることとなる(第19の7条)。

貿易・投資協定に「企業の社会的責任」を明記するようになったのは、ごく最近ことである。2014年9月に欧州連合とカナダが署名した欧州連合・カナダ包括経済貿易協定は、その前文に「企業の社会的責任」を掲げ、それは国際労働機関(ILO)の労働基準と欧州経済協力機構(OECD)の多国籍企業に関連するガイドラインと、併せて書かれている。これは、各国が締結した貿易・投資協定では最初ではないかと思われる。

8 貿易・投資協定の歴史

TPPの「第19章・労働」に限定して評価するには、そこに至る歴史も

考慮に入れることも大切である。日本政府は、最初に1958(昭和33)年に「国際商品協定」の一つである「国際砂糖協定」に署名し、それには日本を含めた先進国とキューバなどの開発途上国が、自国の「労働基準」を互いに順守するよう努力をする、と誓う協定があった。その後、日本政府としては、国際砂糖協定の改定を含め8種類の「国際商品協定」を批准したが、その内の、5協定(62・5%)に「労働基準の遵守」の努力規定が入っていた。これにより、日本政府は関連産業における労働基準の順守に努力をすることを、国際的に表明してきた、といえる。

これとは別に、ここ10年来、2006年に始まったが、日本政府が締結してきた貿易・投資協定の定める規定には、労働保護の政策に関し、明かに「条文の面」で、変化が現れている。それは政府が締結した、12の経済連携協定(EPA)と16の相互投資協定(BIT)の計28協定の内、前者で2協定、後者で12の協定、つまり14協定(50%)に貿易または投資に関係して、労働者を保護する「労働基準を遵守」とする規定を挿入しているのである。これは、日本政府が、これら協定の締約国である外国に向かって、貿易と投資に関連して、国の定める労働基準は

守ることを、国際的に宣言しているといえる。その中にはTPPも含まれる。

終わりに

もとより、これらは貿易・投資協定に定められた規定上の一部を説明したに過ぎない。先に紹介した厚生労働省の調査したブラック企業で、その45・5%が、労基法違反で送検されている現実がある。これらの企業の全てが、TPPの適用される企業ではないにしても、この事実が示す労基法軽視の日本の実情を改善する手段の一つとして、TPPの「第19章・労働」などの貿易・投資協定の中に規定されている「労働基準」に関する規定を活用すれば、日本政府に対して、労働基準監督のレベルを、国際的な批判に耐えようよう改善を求めることができよう。

その改善の一翼を担わせる理解や運動を、労働組合を含めた国民に呼びかけることが出来るであろう。今後の課題の一つである。

なお、TPPの労働の章の規定を政府に守らせるために締約国間の「協力的労働対話」手続き(第19・11条)や、貿易制裁に通じる「労働協議」手続き(第19・15条)手続きがあるが、割愛する。

会員年会費または寄付金のお願い

NPO法人あったかサポートは、「労働と社会保障」に係る市民のコモンセンスづくりを進めます。当法人の活動へのご理解を賜り、本年度も引き続き年会費または寄付金をお願いします。

- (1) 正会員は、年間1口5,000円です。個人として総会での議決権を有します。
- (2) 協力会員は、年間1口10,000円です。団体としての参加ですから総会での議決権はありません。
- (3) 賛助会員は、年間1口3,000円ですが、当法人の活動に直接参加できない方のための制度です。従って、総会での議決権はありません。

尚、当会への協力会員会費、賛助会費は、寄付金控除にご利用できます。

郵便振替口座 00900-2-264244 振込先 → 特定非営利活動法人 あったかサポート

2015年5月23日 第10回記念シンポジウム
「労働・教育・福祉の一体化に向けた政策課題を探る」
 濱口桂一郎・本田由紀・埋橋孝文による報告と討議の記録
 頒価：800円（送料200円） お問合せは当会までお願いします。

編集後記

昨年（2015年）の第10回総会では、「労働・教育・福祉の一体化に向けた政策課題」を取り上げた。今年の記念講演では、近年増加傾向にある様々なハラスメントが人間のストレス性疾患を生み、それが労働生産性を低下させているという事実を産業衛生学の研究者から報告して頂くことにした。両者を貫くテーマは、私たちが生きる社会が「人を育て、活かすこと」その価値観を共有しようということだ。現状の職場環境が改善されない限り、今から働きたいと望んでいる若者からシニア層を含め、すべての人たちの可能性を摘んでしまいかねない。

そこで今回は、二つの論考を紹介している。一つは、桑原昌宏先生の「TPPの『労働の章』と労働者保護」であり、もう一つは山本喜久治氏の「冷戦終結と労働世界の変貌…広がる競争のスケール」だ。前者は賛否のあるTPPではあるが、意外にも労働者を保護する観点からは「活用できる」と紹介され、後者は競争が世界化し、人間の自由や人格という根本的なテーマが国境をこえて労働組合に問われている、としている。

昨今「ブラック企業」という言葉が、一人歩きしている感があるが、国が若者に対してやっとな労働連法教育を始めるようになった。当会も、既に10年前から、その教育活動の草分け的存在として行っている。今やそこから一歩前に踏み出し、労働法規の解説にとどまらず「人権や人格権」をテーマに掲げた教育活動を始めている。そのことは、本号の関根社会保険労務士の報告と連携先NPO法人「福祉工房P&P」による4コマ漫画で伝えている。

この度、お世話になった龍谷大学政策学部の大矢野修先生が退任されることになった。セフティネットの底が抜けた日本社会にあって、雇用・生活インフラ・健康・福祉・教育を含む暮らしの再建に向け、NPO・企業・自治体の枠をこえた「地域公共人材」の育成に向けた課題に挑戦してほしいという、当会へのメッセージをいただいた。それは、人々の暮らしという視点から福島原発事故を忘れてはならない、と「あったか歳時記」の中で上野都さんが詩人らしい慈愛に満ちた表現で警鐘を鳴らしているテーマに繋がっている。

先日、大阪の中学校長が「女性にとって最も大切なのは子どもを2人以上産むこと」と発言するなど、昨今生き辛さを感じさせることが多いが、この校長「保育園落ちた日本死ね」の怒りのブログをどのように理解しているのだろうか。この国の保育の現状を少しでも存じであればこうした発言はしないだろう。

労働と社会保障に関わるNPO法人として様々な方面から期待をいただいているが、それに応えるためには、読者の皆様のお力添えが不可欠だ。NPO法人として、しなやかなでたたかた組織への脱皮するためにも、今回贈呈頂いた太田肇先生の新しい著作に学んでみたい。

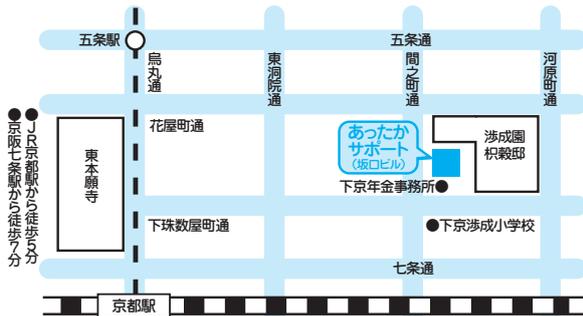
（笹尾）

■ご相談とお問合せ TEL 075-352-2640
 FAX 075-352-2646

特定非営利活動法人 あったかサポート事務局 笹尾達朗（当法人・常務理事）

HP <http://attaka-support.org/>
 E-mail attaka-support@r6.dion.ne.jp

- お問い合わせ時間 平日/10:00~17:00(土・日・祝日は休業)
- ご相談 土・日・祝日に関わらず、別途設定します。



太田 肇 著
 新潮新書

当法人に贈呈を
 頂いた図書を
 紹介しています

メグスリノキのお茶

ご注文・お問い合わせは、
 富士工業(株) グリーン開発部
 0120-730-477

パソコンやスマホ社会の到来で眼にストレスを抱えていませんか？
 そんな時にメグスリノキ茶で一休みしてください。
 きっとお役に立てると思います。